

川口市告示第 8 3 6 号

次のとおり、企画提案を募集するので、告示する。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 事業概要

(1) 事業名

川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業

(2) 事業内容

民間事業者は、戸塚環境センター内において、東棟及び粗大ごみ処理施設等の解体撤去並びに新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設及び環境啓発棟等の設計・施工を行うとともに、新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等の維持管理及び運転管理を行うものとする。

また、維持管理及び運転管理は、DBO 方式や長期包括運営委託方式と異なり、維持管理については、長期的かつ包括的に民間事業者へ委託し、運転管理については、業務の一部を川口市が実施し、その他の業務を長期的に民間事業者へ委託するものとする。ただし、民間事業者の構成員は本件事業の期間中、連携と協同のもとで本件事業を履行するものとする。

なお、西棟については、本件施設整備工事中を含め川口市朝日環境センターの補修期間終了まで、川口市が運営し稼働させる予定である。

(3) 事業期間

特定事業契約締結の日（令和 3 年 10 月上旬を予定）から令和 31 年 3 月 31 日まで

2 参加資格

本企画提案に参加できる者は、以下の条件をすべて満たすものとする。

1) 共通要件

次のいずれかに該当する者は、応募者になることができない。

(1) 平成 31・32 年度（令和元・2 年度）川口市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、本件事業の入札参加参加資格審査書類提出期限日から優先交渉権者選定日までの間、川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準に基づく指名停止の措置を受けた者

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次に該当する者

① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は本件事業の募集公告前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

② 会社更生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始が決定されていない者

③ 民事再生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

- ④ 本件事業の参加資格審査書類提出期限日から優先交渉権者選定日までの間において、川口市から川口市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
- ⑤ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
- (3) 社会保険等の届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 号の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (5) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 次に示す本件事業に係る発注者支援業務の受託者及び同業務における提携関係にある者、又はこれらの者と資本関係又は人的関係のある者
 - ① 株式会社東和テクノロジー
 - ② アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (7) 川口市が設置する事業者選定委員会の委員が所属する企業
- (8) 実施方針の公表から優先交渉権者選定日までの間において、本件事業について川口市が設置する事業者選定委員会の委員に対し、自己を有利とすることを目的とした接触等の働きかけを行った者

2) 応募者の要件

応募者は、新焼却処理施設のプラント設備の設計・施工業務、新粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工業務、建築物等の設計・施工業務、本件維持管理業務及び本件運転管理業務を行う者で構成されるものとし、それぞれの者に要求される要件は次の 3) から 7) のとおりとする。なお、新焼却処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者、新粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者及び建築物等の設計・施工業務を行う者にて、代表企業を代表とする共同企業体を組成するものとする。ただし、共同企業体の J V 構成員は 5 者以内とすること。

3) 本件施設における新焼却処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者の要件

本件施設における新焼却処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う企業は、応募者の代表企業とし、次の(1)、(2)、(3)の要件を全て満たすこととする。

- (1) 平成 31・32 年度（令和元・2 年度）川口市入札参加業者資格者名簿に清掃施設工事として登載されている者であり、かつ格付けが A ランクであること。
- (2) 地方公共団体の焼却処理施設について、次の要件を全て満たす施設のプラント設備の設計・施工実績を有すること。
 - ① 1 炉あたり 100t/日以上の処理能力を持ち、かつ複数系列で構成され、ボイラー・タービン発電施設を有する焼却処理施設

- ② 平成 20 年 4 月 1 日から実施方針公表までに稼働開始した施設（元請に限る）
 - (3) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本件施設整備工事に専任で配置できること。
- 4) 本件施設における新粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者の要件
本件施設における新粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う企業は、応募者の構成員であり、かつ次の(1)、(2)、(3)の要件を全て満たすこととする。
- (1) 平成 31・32 年度（令和元・2 年度）川口市入札参加業者資格者名簿に清掃施設工事又は機械器具設置工事として登載されている者であり、かつ格付けが A ランクであること。
 - (2) 地方公共団体の粗大ごみ処理施設において、次の要件を全て満たす施設のプラント設備の設計・施工実績を有すること。
 - ① 1 日あたり 20 t / 日以上処理能力を持つ粗大ごみ処理施設
 - ② 平成 20 年 4 月 1 日から実施方針公表までに稼働開始した施設
 - (3) 建設業法における清掃施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本件施設における新粗大ごみ処理施設の建設工事期間に専任で配置できること。
- 5) 本件施設における建築物等の設計・施工業務を行う者の要件
本件施設における建築物等の設計・施工業務を行う企業は、応募者の構成員であり、次に掲げる参加資格要件に該当する各 1 者を含む 3 者以内による建設工事共同企業体 (JV) とする。
- (1) 建設工事 JV 構成員のうち代表者の資格要件
 - ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
 - ② 平成 31・32 年度（令和元・2 年度）川口市入札参加業者資格者名簿に建築工事として登載されている者であり、かつ格付けが A ランクであること。
 - ③ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
 - ④ 地方公共団体の焼却処理施設（1 炉あたり 100 t 以上の処理能力の施設）の建築物の設計・施工を元請、又はプラントメーカーの一次下請けとして実施した実績を有すること。
 - ⑤ 建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,700 点以上であること。
 - (2) 建設工事 JV 構成員のうち代表者以外の資格要件
 - ① 5) (1) ①～③の要件を全て満たすもの。
 - ② 市内事業者であること。
 - ③ 建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 900 点以上であること。

6) 本件維持管理業務を行う者の要件

本件維持管理業務を行う者は、応募者の構成員で構成する維持管理業務共同企業体（JV）とし、次の(1)、(2)の要件を全て満たすものとする。

ただし、維持管理業務共同企業体の代表者は、代表企業とすること。

なお、協力企業を加えた体制として要件を満たすことも可とする。

(1) 地方公共団体の焼却処理施設について、3) (2)に係る要件に該当する施設の維持管理業務の受託実績（維持管理業務の受託元としての特別目的会社（SPC）からの受託実績又はJV構成員での受託実績を含む）を有すること。

(2) 地方公共団体の粗大ごみ処理施設について、4) (2)に係る要件に該当する施設の維持管理業務の受託実績（維持管理業務の受託元としてのSPCからの受託実績又はJV構成員での受託実績を含む）を有すること。

※なお、資格要件ではないが、代表企業以外のJV構成員及び協力企業は、市内事業者を優先すること。

7) 本件運転管理業務を行う者の要件

本件運転管理業務を行う者は、応募者の構成員（単体）、又は応募者の構成員で構成する運転管理業務共同企業体（JV）とし、次の(1)、(2)の要件を全て満たすものとする。ただし、運転管理業務共同企業体の代表者は、焼却処理施設の運転管理業務を行う構成員とすること。

(1) 地方公共団体の焼却処理施設について、3) (2) ①に係る要件に該当する施設の運転管理業務の受託実績（運転管理業務の受託元としてのSPCからの受託実績又はJV構成員での受託実績を含む）を有すること。

(2) 地方公共団体の粗大ごみ処理施設について、4) (2) ①に係る要件に該当する施設の運転管理業務の受託実績（運転管理業務の受託元としてのSPCからの受託実績又はJV構成員での受託実績を含む）を有すること。

※なお、資格要件ではないが、JV代表企業以外のJV構成員及び協力企業については、市内事業者を優先すること。また、川口市のごみ分別は、他自治体と異なるため、本件運転管理業務を行う者は、川口市の一般廃棄物処理施設の運転管理業務の受託実績を有する者や川口市のごみ分別の特徴を十分に理解している市内事業者を活用する者を優先すること。

3 選定基準

詳細は優先交渉権者選定基準書による。

4 担当

川口市 環境部 新戸塚環境センター建設室

〒332-0001

埼玉県川口市朝日4丁目21番33号（リサイクルプラザ3階）

電話：048-229-6460（直通）

FAX：048-228-5382

電子メール：090.03800@city.kawaguchi.saitama.jp

5 その他

詳細は、募集要項（川口市ホームページに掲載）による。